

法教育促進のための効果的な学習支援方法の検討

- 高等学校教育を起点として -

京都府立大学公共政策学部 2回生佐藤ゼミ

○岡田 知輝 (Okada Tomoki)・高橋 輝樹 (Takahashi Koki)・脇 龍志 (Waki Ryuji)
(京都府立大学公共政策学部公共政策学科)

キーワード：法教育、クイズゲーム、高大連携

1. 研究の目的

様々な技術が発達し多様化、複雑化した現代社会では、それに伴う法的問題を適切に解決するためだけでなく、未然に紛争を予防するためには、法知識や法感覚、法的思考を早い段階から身に付けておくことが重要といえる。また、信頼度の高い情報に基づいた民主主義を実現するうえでも、有権者としての適切な政策判断を行うための前提となる法知識や法的リテラシーの習得が不可欠である。成年年齢や選挙年齢の引下げなどの法改正を受け、現在、文部科学省や法務省による法教育の促進に向けた取り組みが進められている。

しかし、法務省の「高等学校における法教育の実施状況に関する調査（令和5年3月）」（以下「調査研究報告書」という）によれば、「外部人材との連携による法教育の実施状況」については、「実施あり」は平成26年度調査（普通科）では37.8%、平成27年度調査（専門学科・総合学科）では28.9%であったが、令和4年度調査（学科不問）では24.7%（普通学科のみは22.7%、専門学科・総合学科あるいは27.6%）となっている。未実施理由で最も多いのは「連携した授業を行う時間がないから」の54.0%であった。法務省（法教育推進協議会）作成の「法教育教材の利用及び認知に係わる状況」については、「教材を知っているが利用しなかった」との回答が54.2%であり、法教育教材未利用の理由（複数回答）として「このような授業を行う時数の余裕がないから」が最も多く60.7%であった。このような調査結果から、高等学校の教育現場では、法教育の充実を図る時間的余裕がないことがわかる。

また、公民科目として「公共」を新設した新学習指導要領（平成30年告示）によれば、「法や規範の意義及び役割」「多様な契約及び消費者の権利と責任」「司法参加の意義」の3つの事項が「公共」の教育内容に挙げられている。ここでの法教育は、主に民主的な国家及び社会の形成者となる参加型市民の育成を目指すものといえるが、身近な法知識の習得がなければ、法への関心を養うことすら難しく、参加型市民の育成に繋がらないのではないか。

そこで、まず現時点における現役高校生、特に

選挙年齢に達する3年生の法知識の習得範囲、程度等を調査し、今後、法教育に追加すべき法知識や法領域を明らかにすることにした。そのうえで、教育現場で導入が困難な法教育を促進するために短時間で効果的な学習支援ツールについて検討する。具体的には、高校生が親しみやすく、かつ授業時間を使わずに取り組めるデジタルクイズゲーム形式の法教育教材の有効性を検討したい。

2. 研究方法

2.1 高校生アンケート調査

まず、4つの高校（京都府内2校、府外2校）3年生1211名を対象に、法知識の習得範囲、程度、出前授業受講の経験等の把握を目的としてWeb上のクイズ形式による事前アンケートを行った（実施期間：2025年6月10日～7月7日）。問題数はA問題15問、B問題15問の計30問とした。高等学校教材等を参照し、A問題は高校授業で学ぶと考えられる法律や法制度の範囲内、B問題はその範囲を超えた内容について出題した。出題形式は、3択の択一問題とした。

2.2 京都弁護士会法教育委員会ヒアリング調査

2025年9月8日にオンラインで京都弁護士会法教育委員会委員の弁護士の方に半構造化面接により、主に高校生への法教育促進に関する取り組みについてヒアリング調査を行い、法教育の現場のニーズや問題点を明らかにした。法教育委員会は、出前授業、ジュニアロースクール、高校生模擬裁判の支援、府市民講座などを企画し法的思考力を身につけてもらうためにさまざまな活動を行っている京都弁護士会の内部組織である。出前授業部会（教材等の検討）、企画広報部会（広報的活動）、府市民部会（裁判傍聴など府民向けの活動）の3部会がある。出前授業などは登録した希望者の弁護士が出講している。

2.3 クイズゲーム・復習クイズ実施後の調査分析

完成したクイズゲームを高校生にWeb上で実施してもらった。協力者は2.1の事前アンケート調査協力校のうち2校の高校生（2年生を含む）である。対象者にゲームの学習効果を確認する目的で、クイズゲームの内容に即した復習クイズと感想を内容とする事後アンケート調査も行った。

3. 結果

3.1 高校生アンケート調査

回答者数は 496 人／1211 人(回答率 40.96%)、平均点は 18.75 点／30 点であった。誤答の多い問題は、A 問題 1 問、B 問題 8 問であった。初めの設問とした「法律に関する出前授業や、大学の講義を受講した経験はありますか?」の回答は、「はい」55 人(11%)、「いいえ」441 人(88.9%) であった。全正答数に対する B 問題の正答数の割合は平均で 41% であった。

3.2 京都弁護士会法教育委員会ヒアリング調査

出前授業の実績は、2023 年度 24 校、2024 年度 32 校となっている。小中学校の依頼が若干多めであるという。

ヒアリングの結果、実際に法教育をするときは難しい理論よりも実生活に結びつくような話をすべきであること、生徒の興味を集める形式を採用すべきであること、生徒たちは思っている以上にニュースで取り上げられる法律等について認識していることなどの助言を得られた。また、学校に出講して授業を展開するのは時間的な制約があるという。講義形式よりクイズ形式で双方向に生徒主体で頭を使ってもらうことは有効ではないかとの助言を得た。

3.3 クイズゲームの作成と学習効果の分析

(1) クイズゲームの作成

法教育促進のための短時間で効果的な学習支援ツールは何かについて、3.1 と 3.2 の結果に加え、法務省の調査報告書も参考に検討した。その結果、デジタル化したコンパクトなクイズゲーム形式がよいのではないかという結論になった。クイズは 3.1 結果をもとに高校生に身近な民法、刑法、などを中心に出題することにした。準備のうえ、クイズゲーム(URL:<https://lawgame-proj.web.app>)、復習クイズ及びアンケート(フォーム利用)を作成した。

(2) クイズゲームの学習効果の分析

復習クイズ及びアンケートは計 147 名の高校生から有効回答を得ることができた。そのうち、クイズゲームに取り組んだ後に復習クイズ及びアンケートに取り組んだ人は 144 名(97.8%)だった。

ゲームで学んだ法知識の復習クイズでは、全 12 問を出題し、全体的に高い正答率を得ることができた。得点に対するクイズゲームの影響を把握するため、有効回答数(n=147) であった、8 項目を説明変数とし、目的変数をクイズの得点に設定して、重回帰分析を行った。重決定係数は 0.30 を得た。モデル全体としての統計的有意を表す F 値は 0.01 以下であり、統計的に有意であった。「ゲームの分量は適切でしたか?」と「このようなゲームは法教育の教材として有効だと思いますか?」

の問いは、どちらも p 値が 0.01 以下を示し、分量、法教育の教材として適切と感じた人ほど得点が高い結果を得た。また、「ゲームを繰り返し行って学習したいと思いますか?」については、負の係数となり、p 値が 0.01 以下であった。その他の変数に関しては、有意差は認められなかった。

また、ゲームの評価ポイントとしては、イラストが用いられていて取り組みやすかった、解説が丁寧でわかりやすかった、ゲームなので手軽に取り組めたといった意見がみられた。一方、改善点としては、文字が小さくスマホでは誤タップが多くかった、文章が長すぎて読みにくい、だんだん飽きてしまう、生成 AI のイラストを用いるべきではないといった意見がみられた。なお、ゲームやクイズを通して「法制度や法律、法政策への関心が高まりましたか」の回答は、「とても高まった」20.9%、「まあまあ高まった」45.9% であった。

5. 考察

前述のとおり、高校生の法教育にとって最も障壁となるのは時間である。高校生アンケート調査の法律に関する出前授業等の経験が少ないとという結果は、法務省の調査報告書の「外部人材との連携」の実施状況と通じるものがあった。

今回の法律クイズゲームを用いた調査結果は、法律に対する高校生らの興味関心を引き付けられたことを示しているといえる。結論としてゲームという手段は、その手軽さからも、学生たちの法律への興味関心を引き付ける足掛かりとして大いに有用であると考える。復習クイズの高い正答率、重回析の結果から、ゲームは法教育の教材として有効、すなわち、電子機器になじみ深い高校生たちに、ゲームならではの特徴を活かして手軽に、かつ、確かな法知識を習得してもらえたと考えられる。

その一方で、今後ゲームに新たな問題を加えれば加えるほど所要時間は増加してしまう。分量や学ぶべき法律の吟味が必要である。フィードバックにもあったように文字の大きさ、ゲームの展開の仕方など、ゲームの構造についての改良点なども今後の課題である。さらに効果的な学習支援ツールの検討を進めていきたい。

参考文献

- (1) 法務省委託調査「高等学校における法教育の実践状況に関する調査報告書」令和 5 年 3 月
文部科学省「高等学校学習指導要領(平成 30 年告示)
解説 公民編(平成 30 年 7 月)
- (2) 大村敦志(2015):『法教育への招待—法学から見た法教育—』、商事法務、pp. 173-174.
- (3) 文部科学省「高等学校学習指導要領(平成 30 年告示)
解説 公民編(平成 30 年 7 月)